





3 漁業の時期 一月一日から十二月三十一日まで

(三) 漁場の位置

下関市豊田町豊田湖

(四) 漁場の区域

次のAとBとを結んだ線、CとDとを結んだ線、EとFとを結んだ線及び満水位の陸岸によって囲まれた区域

点の位置

基点A 下関市豊田町大字大河内木屋川ダム堰堤右岸基部

B 〃 〃 木屋川ダム堰堤左岸基部

C 〃 〃 豊田町大字地吉字向原木屋川右岸におけるDの対岸に設置した

標柱

D 木屋川左岸における長門市と下関市との境界点

E 下関市豊田町大字今出字石原田一五八七白根川右岸に設置した標柱

F 〃 〃 字古屋敷一六〇四白根川左岸に設置した標柱

(五) 地元地区

下関市(平成十七年二月十二日における豊浦郡豊田町の区域に限る。)

二 免許予定年月日

平成二十五年十一月一日

三 漁業権存続期間

平成二十五年十一月一日から平成三十年十月三十一日まで

四 免許申請期間

平成二十五年八月一日から同月三十一日まで

五 漁場図閲覧場所

山口県農林水産部水産振興課

山口県下関水産振興局及び山口県防府水産事務所

山口県内水面漁場管理委員会事務局

### 山口県告示第三百二二号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六百六十七条の五第一項の規定により、三田尻中関港海岸高潮対策排水機場排水機器製作輸送据付工事の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格(以下「経営規模等入札参加資格」という。)並びに当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

平成二十五年七月二十六日

山口県知事 山本 繁太郎

一 三田尻中関港海岸高潮対策排水機場排水機器製作輸送据付工事

(一) 工事場所 防府市鐘紡町地内

(二) 工事の概要

名	称	数	量
ポンプ設備			三台

二 経営規模等入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体(二者で構成するものに限る。)とする。

(一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

- 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示(平成二十四年山口県告示第四百九十四号。以下「告示」という。)(二の(一)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が機械器具設置工事のA等級であること。
- 建設業法(昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。)(第三条第六項に規定する特定建設業の許可(機械器具設置工事業に係るものに限る。))を受けていること。

3 出資比率が三十パーセント以上であること。

(二) 共同企業体の代表者の平成二十五年七月二十五日までに国土交通大臣又は都道府県知事が通知した法第二十七条の二十九第一項に規定する総合評定値のうち直近のもの(以下「総合評定値」という。)(の機械器具設置工事の数値が千以上であること。

(三) 共同企業体の代表者以外の者の総合評定値の機械器具設置工事の数値が六百以上であること。

三 経営規模等入札参加資格の審査

(一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等

経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の(一)に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類(以下「申請書等」という。)(を提出しなければならない。

業 務 内 容	数 量
<p>一 山口県立大学学部共通棟新築工事の設計業務</p> <p>(一) 履行場所 山口市桜島六丁目地内</p> <p>(二) 業務の概要</p> <p>山口県告示第三百三三号</p> <p>地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六百六十七条の五第一項の規定により、山口県立大学学部共通棟新築工事の設計業務の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格(以下「経営規模等入札参加資格」という。)並びに当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。</p> <p>平成二十五年七月二十六日</p> <p>山口県知事 山本 繁太郎</p>	<p>1 共同企業体協定書の写し</p> <p>2 総合評定値通知書の写し</p> <p>3 特定建設業の許可通知書の写し</p> <p>4 委任状</p> <p>(二) 申請書等の提出方法</p> <p>申請書等は、共同企業体の代表者が持参して提出するものとし、郵便又は電信によるものは、受け付けない。</p> <p>(三) 申請書等の提出場所</p> <p>山口県防府土木建築事務所 防府市駅南町一三番四〇号</p> <p>(四) 申請書等の提出期間及び時間</p> <p>平成二十五年七月二十九日から同年八月十六日までの午前九時から午後四時三十分まで</p> <p>(五) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法</p> <p>経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書を平成二十五年九月六日までに発送する。</p> <p>四 その他</p> <p>この審査についての問合せは、山口県防府土木建築事務所(電話〇八三五―二一三四八五)にすること。</p>

業 務 内 容	数 量
<p>学部共通棟新築工事の実施設計</p> <p>二 経営規模等入札参加資格</p> <p>入札に参加できる者は、その構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体(二者で構成するものに限る。)とする。</p> <p>(一) 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示(平成二十四年山口県告示第四百九十四号。以下「告示」という。)(二)の(一)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格(以下「競争入札参加資格」という。)が建築関係建設コンサルタント業務のA等級であること。</p> <p>(二) 競争入札参加資格の建築一式工事の認定を受けていないこと。</p> <p>(三) 主たる営業所を県内に有していること。</p> <p>(四) 建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)第二十三条第一項の規定による建築士事務所の登録を受けていること。</p> <p>(五) 出資比率が三十五パーセント以上であること。</p> <p>三 経営規模等入札参加資格の審査</p> <p>(一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等</p> <p>経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の(一)に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類(以下「申請書等」という。)を提出しなければならない。</p> <p>1 共同企業体協定書の写し</p> <p>2 建設工事等競争入札参加資格認定通知書の写し</p> <p>3 建築士事務所の登録証明書の写し</p> <p>4 委任状</p> <p>(二) 申請書等の提出方法</p> <p>申請書等は、共同企業体の代表者が持参して提出するものとし、郵便又は電信によるものは、受け付けない。</p> <p>(三) 申請書等の提出場所</p> <p>山口県土木建築部建築指導課 山口市滝町一番一号</p> <p>(四) 申請書等の提出期間及び時間</p> <p>平成二十五年八月七日から同月十二日までの午前九時から午後四時三十分まで</p> <p>(五) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法</p> <p>経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書を平成二十五年八月十五日までに発送する。</p> <p>四 その他</p>	<p>一式</p>

この審査についての問合せは、山口県土木建築部建築指導課（電話〇八三一九三三―三八三〇）にすること。



(二四六) 契約の締結

次のとおり一般競争入札の方法により契約を締結しました。

平成二十五年七月二十六日

山口県知事 山本 繁太郎

- 一 事務を担当する課の名称及び所在地  
総合企画部情報企画課 山口市滝町一番一号
- 二 落札に係る物品等の名称及び数量  
山口県ウェブサービス提供システムに係るサーバ等 一式
- 三 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 四 落札者を決定した日  
平成二十五年六月七日
- 五 落札者の名称及びその主たる事務所の所在地  
株式会社エヌ・ティ・ティ・データ中国 広島市南区比治山本町二番一〇号
- 六 落札金額  
四千八百八十万六千四百十円
- 七 入札公告日  
平成二十五年四月十九日
- 八 その他
  - (一) 契約担当者  
山口県知事 山本繁太郎
  - (二) 調達方法  
借入れ
  - (三) 落札方式  
総合評価

事務を担当する課の名称及び所在地  
総合企画部情報企画課 山口市滝町一番一号

落札に係る物品等の名称及び数量  
サーバ用プリンタ 一式

三 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札

四 落札者を決定した日  
平成二十五年六月十一日

五 落札者の名称及びその主たる事務所の所在地  
日本電子計算機株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目四番一号

六 落札金額  
三千三百一十一万九千百円

七 入札公告日  
平成二十五年四月三十日

八 その他

- (一) 契約担当者  
山口県知事 山本繁太郎
- (二) 調達方法  
借入れ
- (三) 落札方式  
最低価格

(二四七) 特定非営利活動法人の設立の認証の申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありました。

同項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げる書類は、平成二十五年九月二日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県秋県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十五年七月二十六日

山口県知事 山本 繁太郎

一 申請のあった年月日  
平成二十五年七月二日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地  
 名 称 パッシブ地中熱大地の風  
 代表者の氏名 橋本 東光  
 主たる事務所の所在地 長門市仙崎堤床一八九番地の三  
 三 定款に記載された目的  
 日本国内はもとより世界中の人々に対して、自然エネルギーを活用した省エネルギー、カーボン・オフセット社会等の普及、啓発を図り、地球環境の保護やより良い住環境づくりに寄与すること。

(二四八) 特定非営利活動法人の設立の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありました。  
 同項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げる書類は、平成二十五年九月五日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県山口市市民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十五年七月二十六日

山口県知事 山本 繁太郎

一 申請のあった年月日

平成二十五年七月五日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称 防長史楽会

代表者の氏名 松前 了嗣

主たる事務所の所在地 山口市大内矢田五〇二番地の四

三 定款に記載された目的

歴史を愛好し、歴史に学ぶことを基本精神とし、山口県の歴史を末永く世に伝えるための様々な活動を行うことにより、郷土の文化振興及び地域振興に寄与すること。

(二四九) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。

変更後の定款は、平成二十五年八月二十八日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県萩県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十五年七月二十六日

山口県知事 山本 繁太郎

一 申請のあった年月日

平成二十五年六月二十八日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称 特定非営利活動法人金子みずゞ顕彰会

代表者の氏名 木下 敬介

主たる事務所の所在地 長門市仙崎一一五番地の三

(二五〇) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。

変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書は、平成二十五年九月三日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県宇部県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十五年七月二十六日

山口県知事 山本 繁太郎

一 申請のあった年月日

平成二十五年七月三日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称 特定非営利活動法人うべネットワーク

代表者の氏名 伊藤 一統

主たる事務所の所在地 宇部市新天町一丁目二番二六号

(二五一) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。

変更後の定款は、平成二十五年九月四日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び

山口県山口県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十五年七月二十六日

山口県知事 山本 繁太郎

一 申請のあった年月日

平成二十五年七月四日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称 特定非営利活動法人こどもステーション山口

代表者の氏名 山本 有希

主たる事務所の所在地 山口市道場門前二丁目四番二〇号

(二五二) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出は、平成二十五年七月二十六日から同年十一月二十六日までの間、山口県商工労働部商政課及び宇部市産業経済部商業振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十五年七月二十六日

山口県知事 山本 繁太郎

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 コープ宇部店

所在地 宇部市恩田町二丁目一番一五号

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住 所 代表者の氏名

生活協同組合コープやま 住 所 代表者の氏名

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項

変更前

変更後

大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

有吉 政博

岡崎 悟

大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

〃

〃

四 届出年月日

平成二十五年七月五日  
変更年月日  
平成二十五年六月十一日

山口県知事 山本 繁太郎

(二五三) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出は、平成二十五年七月二十六日から同年十一月二十六日までの間、山口県商工労働部商政課及び山口市経済産業部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十五年七月二十六日

山口県知事 山本 繁太郎

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 コープいずみ店

所在地 山口市泉町一五〇の一

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住 所 代表者の氏名

生活協同組合コープやま 住 所 代表者の氏名

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項

変更前

変更後

大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

有吉 政博

岡崎 悟

大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

〃

〃

四 届出年月日

平成二十五年七月五日

五 変更年月日

平成二十五年六月十一日

(二五四) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。  
当該届出は、平成二十五年七月二十六日から同年十一月二十六日までの間、山口県商工労働部商政課及び山陽小野田市産業建設部商工労働観光課において公衆の縦覧に供します。

平成二十五年七月二十六日

山口県知事 山本 繁太郎

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 コープ小野田店

所在地 山陽小野田市日の出二丁目四の一

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住 所 代表者の氏名  
生活協同組合コープやま 住 所 代表者の氏名  
山口市小郡上郷九〇一の二二 岡崎 悟

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変更前	変更後
大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	有吉 政博	岡崎 悟
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	〃	〃

四 届出年月日

平成二十五年七月五日

五 変更年月日

平成二十五年六月十一日

(二五五) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。  
当該届出は、平成二十五年七月二十六日から同年十一月二十六日までの間、山口県商工労働部商政課及び長門市経済観光部商工水産課において公衆の縦覧に供します。

平成二十五年七月二十六日

山口県知事 山本 繁太郎

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 フジ長門店

所在地 長門市仙崎三三二の二

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住 所 代表者の氏名  
株式会社アステイ 住 所 代表者の氏名  
広島市西区商工センター二丁目一五番一 宮本 聡  
株式会社フジ 愛媛県松山市宮西二丁目二番一号 尾崎 英雄

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変更前	変更後
大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	木村 祭氏	宮本 聡

四 届出年月日

平成二十五年七月九日

五 変更年月日

平成二十五年三月一日

(二五六) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。  
当該届出は、平成二十五年七月二十六日から同年十一月二十六日までの間、山口県商工労働部商政課及び美祢市建設経済部商工労働課において公衆の縦覧に供します。

平成二十五年七月二十六日

山口県知事 山本 繁太郎

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 フジ美祢店

所在地 美祢市大嶺町東分三四六九の一

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住 所 代表者の氏名



株式会社アステイ 広島市西区商工センター二丁目一五番一 宮本 聡

三 変更に係る事項の概要

大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	変更に係る事項	変更前	変更後
木村 祭氏			宮本 聡

四 届出年月日

平成二十五年七月九日

五 変更年月日

平成二十五年三月一日

(二五七) 公共測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、長門市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知がありました。

平成二十五年七月二十六日

山口県知事 山本 繁太郎

一 作業の種類

公共測量(空中写真測量)

二 作業の地域

長門市

三 作業の期間

平成二十五年七月一日から同年十二月二十七日まで

(二五八) 開発行為に関する工事の完了

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成二十五年七月二十六日

山口県知事 山本 繁太郎

一 開発区域に含まれる地域の名称

美祿市大嶺町東分字下沖田

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一号

株式会社コスモ入薬品



山口県選挙管理委員会告示第百二号

不在者投票のできる病院の指定に関する告示(平成十年山口県選挙管理委員会告示第十三号)の一部を次のように改正する。

平成二十五年七月二十六日

山口県選挙管理委員会委員長 中村 正昭

「〃 大字西豊井一三五二の七」を「〃 新川二丁目一番一号」に改める。



山口県公安委員会告示第三十八号

警備業法(昭和四十七年法律第百十七号)以下「法」という。(第二十二條第二項第一号)の警備員指導教育責任者講習を次のとおり実施する。

平成二十五年七月二十六日

山口県公安委員会

一 講習の日時及び場所、講習を行う警備業務の区分並びに受講者の定員

(一) 日時

ア 新規取得講習(法第二十二條第二項の警備員指導教育責任者資格者証又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則(昭和五十八年國家公安委員会規則第二号。以下「講習規則」という。)(第七条第一項の警備員指導教育責任者講習修了証明書(以下「警備員指導教育責任者資格者証等」という。)(の交付を受けていない者に対して行う講習をいう。以下同じ。)

平成二十五年九月九日(月曜日)から同月十二日(木曜日)までの午前九時か

ら午後五時三十分まで及び同月十三日(金曜日)の午前九時から午後五時二十分まで

イ 追加取得講習(講習規則第六条第一項に規定する指導教育責任者講習をいう。以下同じ。)

平成二十五年九月十二日(木曜日)の午前九時から午後五時三十分まで及び同月十三日(金曜日)の午前九時から午後四時十五分まで

(二) 場所 山口市湯田温泉五丁目一番一号 カリエンテ山口(山口県婦人教育文化会館)

(三) 講習を行う警備業務の区分

法第二条第一項第二号に規定する業務(以下「第二号警備業務」という。)

(四) 受講者の定員 三十人

二 講習対象者

(一) 新規取得講習

次のいずれかに該当する者であること。

ア 最近五年間に第二号警備業務に従事した期間が通算して三年以上である者

イ 警備員等の検定等に関する規則(平成十七年国家公安委員会規則第二十号。以下「検定規則」という。)(第四条に規定する一級の検定(第二号警備業務に係るものに限る。)(に係る法第二十三条第四項の合格証明書(以下「合格証明書」という。)(の交付を受けている者

ウ 検定規則第四条に規定する二級の検定(第二号警備業務に係るものに限る。)(に係る合格証明書の交付を受けている警備員であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して一年以上第二号警備業務に従事しているもの

エ 検定規則附則第三条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和六十一年国家公安委員会規則第五号。以下「旧検定規則」という。)(第一条第二項に規定する一級の検定(第二号警備業務に係るものに限る。)(に合格した者

オ 旧検定規則第一条第二項に規定する二級の検定(第二号警備業務に係るものに限る。)(に合格した警備員であつて、当該検定に合格した後、継続して一年以上第二号警備業務に従事しているもの

(二) 追加取得講習  
第二号警備業務以外の警備業務の区分に係る警備員指導教育責任者資格者証等の交付を受けている者であつて、かつ、(一)のイからオまでのいずれかに該当する者

三 受講申込書の受付期間  
平成二十五年八月五日(月曜日)から同月九日(金曜日)まで

ただし、受付期間内であつても、申込者の人数が受講者の定員の数に達したとき

は、受付を締め切るものとする。

四 受講申込書の提出先  
山口県内の最寄りの警察署

五 受講申込書の提出方法  
受講申込書は、持参して提出するものとし、郵便によるものは、受け付けない。

六 提出書類  
(一) 警備員指導教育責任者講習受講申込書(講習規則別記様式第一号によること。)

(二) 二の(一)のイに該当する者にあつては履歴書及び警備業者等が発行する第二号警備業務の従事期間に関する証明書(以下「第二号警備業務従事証明書」という。)(、

二の(一)のイに該当する者にあつては一級の検定に係る合格証明書の写し、二の(一)のウに該当する者にあつては二級の検定に係る合格証明書の写し及び第二号警備業務従事証明書、二の(一)のエに該当する者にあつては一級の検定に係る旧検定規則第八条の合格証の写し、二の(一)のオに該当する者にあつては二級の検定に係る旧検定規則第八条の合格証の写し及び第二号警備業務従事証明書

(三) 写真(縦三センチメートル、横三センチメートルとし、申込前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上半身像及び無背景のものとする。)

(四) 警備員指導教育責任者資格者証等の写し(新規取得講習を受講しようとする者を除く。)

七 受講手数料  
新規取得講習を受講しようとする者にあつては三万八千円、追加取得講習を受講しようとする者にあつては一万四千元に相当する山口県収入証紙を受講申込書の下部余白欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

八 講習の実施の委託  
講習は、山口市宮島町五番一三三号 一般社団法人山口県警備業協会に委託して実施する。

九 その他  
この講習についての問合せは、最寄りの警察署又は山口市滝町一番一号 山口県警察本部生活安全全部生活安全企画課(電話〇八三―九三三―〇一一〇)にすること。郵便で問い合わせる場合は、往復はがきを使用するか、又は八十円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上すること。

平成二十五年七月二十六日印刷  
平成二十五年七月二十六日発行

発行所 山口県庁  
発行人 山口県知事

山口県知事

山口県知事